



宮 崎 県 公 報

平成25年7月2日（火曜日）号外 第43号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 2 5 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

目 次

規 則	頁
○宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則……………（税務課） 1	○県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則 の一部を改正する規則……………（税務課） 3

規 則

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年7月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第32号

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県税条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第3号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（徴収金の還付又は充当の通知）</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに前項の通知書によって通知しなければならない。</p> <p>（1） [略]</p> <p><u>（2） 法第53条第40項の規定によって法人の県民税の利子割額の控除不足額を還付する場合又は当該還付すべき額を未納の徴収金に充当した場合</u></p> <p>（3）～（7） [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>（法人の県民税の申告書提出期限延長の承認等の通知）</p> <p>第49条の2 所長は、<u>法第53条第46項又は第47項</u>の規定によって通知をする場合には、法人県民税・事業税の申告書提出期限延長の承認等の通知書（別記様式第144号の2）によってしなければならない。</p> <p>（自動車取得税の非課税対象路線）</p> <p>第63条の2 <u>条例附則第35項</u>の規則で定める路線は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして、県からその運行の用に供する車両購入に係る補助金の交付を受けて取得した一般乗合用バスを運行の用に供する路線とする。</p> <p>（自動車税の非課税の対象となる法人）</p> <p>第81条 条例第60条第3項に規定する営利を目的としない法人で規則に定めるものは、普通地方公共団体が資本金又は基本金の全部を出資している法人及び財団法人宮崎県健康づくり協会とする。</p> <p>（自動車税の減免の対象となる自動車）</p> <p>第84条の2 条例第66条第2号に規定する公益上その他特別の事情</p>	<p>（徴収金の還付又は充当の通知）</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに前項の通知書によって通知しなければならない。</p> <p>（1） [略]</p> <p><u>（2）～（6） [略]</u></p> <p>3 [略]</p> <p>（法人の県民税の申告書提出期限延長の承認等の通知）</p> <p>第49条の2 所長は、<u>法第53条第40項又は第41項</u>の規定によって通知をする場合には、法人県民税・事業税の申告書提出期限延長の承認等の通知書（別記様式第144号の2）によってなければならない。</p> <p>（自動車取得税の非課税対象路線）</p> <p>第63条の2 <u>条例附則第11条</u>の規則で定める路線は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして、県からその運行の用に供する車両購入に係る補助金の交付を受けて取得した一般乗合用バスを運行の用に供する路線とする。</p> <p>（自動車税の非課税の対象となる法人）</p> <p>第81条 条例第60条第3項に規定する営利を目的としない法人で規則に定めるものは、普通地方公共団体が資本金又は基本金の全部を出資している法人及び公益財団法人宮崎県健康づくり協会とする。</p> <p>（自動車税の減免の対象となる自動車）</p> <p>第84条の2 条例第66条第2号に規定する公益上その他特別の事情</p>

により自動車税の減免を必要とすると認める自動車で規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 財団法人宮崎県交通安全協会その他これに類似する団体が所有する自動車のうち専ら交通の安全と円滑を図るための事業に供するもの
 - (2)・(3) [略]
 - (4) 生活交通路線維持のために国土交通大臣が交付する生活交通路線維持費補助を受けて生活交通路線を運行する一般乗合旅客自動車運送業者が所有する一般乗合用バスで、当該補助に係る生活交通路線において運行の用に供されるものうち知事が指定するもの
 - (5) [略]
- (自動車税の減免)

第84条の3 条例第64条の2、第64条の3、第65条又は第66条の規定による自動車税の減免については、当該自動車税の税額の全部を免除するものとする。ただし、条例第64条の2の規定による自動車税の減免については、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める額（自動車税の賦課期日以後に納税義務が発生した者にとってはその発生した月の翌月から、同期日以後に納税義務が消滅した者にとってはその消滅した月までの月割をもって計算した額に相当する額）を上限として減免する。

- (1) 条例附則第31項の適用を受ける自動車 49,500円
- (2) [略]

2～6 [略]

様式第 196号の 2（その 4）（第84条の 2 関係）

[略]

区 分	登録 番号	乗車 定員	4月1日から 4月7日まで における当該 車両の全走行 キロ数 ①	①のうち 生活路線 走行キロ 数 ②	生活路線 走行率 ②/①	当該車両の 主たる定置 場
[略]						

裏面

(記載要領)

1 「減免対象バス車両の総数」は、次の算式によって得た数とする。

$$\text{減免対象バス車両総数} = \frac{\text{当該バス事業者の所有する一般乗合用バス車両数} \times \text{当該地方バス事業者の生活路線に係る年間走行キロ数}}{\text{当該地方バス事業者の全路線の年間走行キロ数}}$$

(注)(1) 「当該地方バス事業者の生活路線に係る年間走行キロ数」とは、当該地方バス事業者のバス路線のうち、減免を受けようとする年度の前年度において、地方バス路線維持費補助金の対象となった期間における各都道府県ごとの生活路線の年間走行キロ数をいうものであること。

(2) 「当該地方バス事業者の年間走行キロ数」とは、減免を受けようとする年度の前年度において地方バス路線維持費補助金の対象となった期間における全路線の走行キロ数をいうものであること。

(3) 「年間走行キロ数」とは、次の算式により算定した

により自動車税の減免を必要とすると認める自動車で規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 一般財団法人宮崎県交通安全協会その他これに類似する団体が所有する自動車のうち専ら交通の安全と円滑を図るための事業に供するもの
 - (2)・(3) [略]
 - (4) 地域間幹線系統確保維持のために国土交通大臣が交付する地域間幹線系統確保維持費補助を受けて地域間幹線系統を運行する一般乗合旅客自動車運送業者が所有する一般乗合用バスで、当該補助に係る地域間幹線系統において運行の用に供されるものうち知事が指定するもの
 - (5) [略]
- (自動車税の減免)

第84条の3 条例第64条の2、第64条の3、第65条又は第66条の規定による自動車税の減免については、当該自動車税の税額の全部を免除するものとする。ただし、条例第64条の2の規定による自動車税の減免については、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める額（自動車税の賦課期日以後に納税義務が発生した者にとってはその発生した月の翌月から、同期日以後に納税義務が消滅した者にとってはその消滅した月までの月割をもって計算した額に相当する額）を上限として減免する。

- (1) 条例附則第12条第1項の適用を受ける自動車 49,500円
- (2) [略]

2～6 [略]

様式第 196号の 2（その 4）（第84条の 2 関係）

[略]

区 分	登録 番号	乗車 定員	4月1日から 4月7日まで における当該 車両の全走行 キロ数 ①	①のうち 地域間幹 線系統走 行キロ数 ②	地域間幹 線系統走 行率 ②/①	当該車両の 主たる定置 場
[略]						

裏面

(記載要領)

1 「減免対象バス車両の総数」は、次の算式によって得た数とする。

$$\text{減免対象バス車両の総数} = \frac{\text{当該地方バス事業者の所有する一般乗合用バス車両数} \times \text{当該地方バス事業者の地域間幹線系統に係る年間走行キロ数}}{\text{当該地方バス事業者の全路線の年間走行キロ数}}$$

(注)(1) 「当該地方バス事業者の地域間幹線系統に係る年間走行キロ数」とは、当該地方バス事業者のバス路線のうち、減免を受けようとする年度の前年度において、地域間幹線系統確保維持費補助の対象となった期間における宮崎県内の地域間幹線系統の走行キロ数をいうものであること。

(2) 「当該地方バス事業者の全路線の年間走行キロ数」とは、減免を受けようとする年度の前年度において地域間幹線系統確保維持費補助の対象となった期間における全路線の走行キロ数をいうものであること。

(3) 「年間走行キロ数」とは、次の算式により算定した

ものであること。

$$\text{年間走行キロ数} = \text{系統別免許キロ数} \times \text{当該系統の1日当たり運行日数} \times \text{年間運行日数} \times 2$$

(4)・(5) [略]

2 減免対象バス車両の指定等の表には、各車両ごとに、自動車税の減免を受けようとする年度の4月1日から4月7日までの期間に係る自動車運送事業等運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第22条の2の乗務記録によって生活路線走行キロ数及び全走行キロ数を算定し、次の算式により計算した生活路線走行率の高いものから順次(1)の減免対象バス車両総数までのバス車両について記載するものとする。

$$\text{生活路線走行率} = \frac{\text{4月1日から4月7日までの生活路線走行キロ数}}{\text{4月1日から4月7日までの全走行キロ数}}$$

この場合において、「走行キロ数」に1未満の端数があるときはこれを四捨五入するものとし、「生活路線走行率」はパーセント以下第2位まで算出し記載すること。

様式第 225号 (第 103条関係)

(表)

[略]

(裏)

(注)

1～3 [略]

4 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であって、次のいずれかに該当する場合の狩猟税の税額は、地方税法第700条の52第1項の規定にかかわらず、表面に記載した税額に2分の1を乗じた税額とします。

(1) 対象鳥獣捕獲員(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)第9条第5項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。)に係る狩猟者の登録

(2) [略]

5 [略]

[略]

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第16条及び第49条の2の改正規定は、平成28年1月1日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県税条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年7月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第33号

県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(事業税の課税免除又は不均一課税の申請)	(事業税の課税免除又は不均一課税の申請)
第2条 特例条例第2条第1号、第3条第1号及び第4条第1号の規定により事業税の課税免除を受けようとする者又は特例条例第6条第1号の規定により事業税の不均一課税を受けようとする者	第2条 特例条例第2条第1号及び第3条第1号の規定により事業税の課税免除を受けようとする者又は特例条例第5条第1号の規定により事業税の不均一課税を受けようとする者は、特例条例第

は、特例条例第 2 条第 1 号、第 3 条第 1 号及び第 4 条第 1 号又は第 6 条第 1 号に規定する各年又は各事業年度ごとに、個人にあっては当該年分の事業税を地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 72 条の 55 第 1 項の規定によって申告する日までに、法人にあっては当該事業年度分の事業税を法第 72 条の 25 第 1 項又は第 72 条の 28 第 1 項の規定によって申告納付する日までに、事業税課税免除（不均一課税）申請書（別記様式第 1 号）を県税・総務事務所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

2 [略]

（不動産取得税の課税免除又は不均一課税の申請）

第 4 条 不動産取得税の課税免除又は不均一課税の適用を受けようとする者は、特例条例第 2 条第 2 号、第 3 条第 2 号、第 4 条第 2 号及び第 5 条第 1 号又は第 6 条第 2 号及び第 7 条第 1 号に規定する家屋及びその敷地となる土地の取得に対して課する宮崎県税条例（昭和 29 年宮崎県条例第 19 号）第 38 条第 1 項の規定による不動産取得税を申告する日までに、不動産取得税課税免除（不均一課税）申請書（別記様式第 2 号）を所長に提出しなければならない。

（固定資産税の課税免除又は不均一課税の申請）

第 6 条 固定資産税の課税免除又は不均一課税の適用を受けようとする者は、特例条例第 2 条第 3 号、第 3 条第 3 号、第 4 条第 3 号及び第 5 条第 2 号又は第 6 条第 3 号及び第 7 条第 2 号に規定する家屋、償却資産又は構築物について、特例条例第 2 条から第 7 条までに規定する各年度ごとに、法第 745 条第 1 項の規定によって準用する法第 383 条の規定による固定資産税の申告をする日までに、固定資産税課税免除（不均一課税）申請書（別記様式第 4 号）を知事に提出しなければならない。

（課税免除等の通知）

第 7 条 知事は、第 2 条第 1 項、第 4 条又は第 6 条の規定によって、課税免除又は不均一課税の申請書の提出があった場合において、当該申請した事項が特例条例第 2 条から第 7 条までの規定に該当する場合にあっては、課税免除（不均一課税）通知書（別記様式第 5 号）により、当該規定に該当しない場合にあっては、課税免除（不均一課税）否認通知書（別記様式第 6 号）によって通知するものとする。

別記

様式第 1 号（その 1）（第 2 条関係）

[略]

備考 この申請書は、「製造事業、情報通信技術利用事業、ソフトウェア業又は旅館業の用に供した新設し、又は増設した設備等に関する明細書」を添付して、個人の事業税を申告する日までに提出してください。

付表 製造事業、情報通信技術利用事業、ソフトウェア業又は旅館業の用に供した新設し、又は増設した設備等に関する明細書

[略]		
租税特別措置法第 12 条第 1 項の規定により、所得税の確定申告等において、特別償却の償却範囲額の計算に関する明細書の提出の有無		
	有	無
新設設備の取	製造事業、情報通信技術利用事業、ソフトウェア業又は旅館業の用に供した一の工業生産設備等を構成する固定資産（所得税法施行令第 6 条第 1 号から第 7 号ま	[略]

2 条第 1 号及び第 3 条第 1 号又は第 5 条第 1 号に規定する各年又は各事業年度ごとに、個人にあっては当該年分の事業税を地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 72 条の 55 第 1 項の規定によって申告する日までに、法人にあっては当該事業年度分の事業税を法第 72 条の 25 第 1 項又は第 72 条の 28 第 1 項の規定によって申告納付する日までに、事業税課税免除（不均一課税）申請書（別記様式第 1 号）を県税・総務事務所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

2 [略]

（不動産取得税の課税免除又は不均一課税の申請）

第 4 条 不動産取得税の課税免除又は不均一課税の適用を受けようとする者は、特例条例第 2 条第 2 号、第 3 条第 2 号及び第 4 条第 1 号又は第 5 条第 2 号及び第 6 条第 1 号に規定する家屋及びその敷地となる土地の取得に対して課する宮崎県税条例（昭和 29 年宮崎県条例第 19 号）第 38 条第 1 項の規定による不動産取得税を申告する日までに、不動産取得税課税免除（不均一課税）申請書（別記様式第 2 号）を所長に提出しなければならない。

（固定資産税の課税免除又は不均一課税の申請）

第 6 条 固定資産税の課税免除又は不均一課税の適用を受けようとする者は、特例条例第 2 条第 3 号、第 3 条第 3 号及び第 4 条第 2 号又は第 5 条第 3 号及び第 6 条第 2 号に規定する家屋、償却資産又は構築物について、特例条例第 2 条から第 6 条までに規定する各年度ごとに、法第 745 条第 1 項において準用する法第 383 条の規定による固定資産税の申告をする日までに、固定資産税課税免除（不均一課税）申請書（別記様式第 4 号）を知事に提出しなければならない。

（課税免除等の通知）

第 7 条 知事又は所長は、第 2 条第 1 項、第 4 条又は第 6 条の規定によって、課税免除又は不均一課税の申請書の提出があった場合において、当該申請した事項が特例条例第 2 条から第 6 条までの規定に該当する場合にあっては課税免除（不均一課税）通知書（別記様式第 5 号）により、当該規定に該当しない場合にあっては課税免除（不均一課税）不承認通知書（別記様式第 6 号）によって通知するものとする。

別記

様式第 1 号（その 1）（第 2 条関係）

[略]

備考 この申請書は、「対象事業の用に供した新設し、又は増設した設備等に関する明細書」を添付して、個人の事業税を申告する日までに提出してください。

付表 対象事業の用に供した新設し、又は増設した設備等に関する明細書

[略]		
租税特別措置法第 12 条第 1 項又は第 3 項の規定により、所得税の確定申告等において、特別償却の償却範囲額の計算に関する明細書の提出の有無		
	有	無
新設設備の取	対象事業の用に供した一の工業生産設備等を構成する固定資産（所得税法施行令第 6 条第 1 号から第 7 号までに掲げるものに限る。）	[略]

又得は価増額設した	でに掲げるものに限る。）				又得は価増額設した	[略]			
	[略]					[略]			
事業務者所の又各は月事末業の所人の員従	[略]				事人務員所又は事業所の従業業者の各月末の	[略]			
	新設る設し従した業者又備のはに明増係細	新規採用したもの	指定工業等導入地区内の既設の事務所又は事業所から配置換えしたもの	指定工業等導入地区以外の既設の事務所又は事業所から配置換えしたもの		計	[略]		
	人	人	人	人	[略]				

様式第 1 号（その 3）（第 2 条関係）

[略]

記載上の注意

1～5 [略]

6 課税免除（不均一課税）の申請額の計算は、次の算式によつてください。

(1) 電気供給業、ガス供給業又は倉庫業を主たる事業とする法人の場合

県内において課する事業税の課税標準 × $\frac{\text{当該新設し、又は増設した特別償却設備等に係る固定資産の価額}}{\text{当該特別償却設備等を新設し、又は増設した者が県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額（主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあっては、当該固定資産の価額のうち製造事業、情報通信技術利用事業、ソフトウェア業又は旅館業の用に供する設備に係る固定資産の価額）}}$

(2)～(4) [略]

(5) 「税率」の欄は、課税免除の場合、県税条例第32条に規定する税率を記載し、不均一課税の場合、特例条例第 6 条第 1 号に規定する税率を記載してください。

(6) [略]

備考

※ 対象事業とは、製造事業、情報通信技術利用事業、ソフトウェア業、旅館業（下宿営業を除く。）、情報サービス業又は離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成 5 年自治省令第 1 号）第 1 条各号に掲げる事業をいいます。

様式第 1 号（その 3）（第 2 条関係）

[略]

記載上の注意

1～5 [略]

6 課税免除（不均一課税）の申請額の計算は、次の算式によつてください。

(1) 電気供給業、ガス供給業又は倉庫業を主たる事業とする法人の場合

県内において課する事業税の課税標準 × $\frac{\text{当該新設し、又は増設した特別償却設備等に係る固定資産の価額}}{\text{当該特別償却設備等を新設し、又は増設した者が県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額（主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあっては、当該固定資産の価額のうち対象事業の用に供する設備に係る固定資産の価額）}}$

(2)～(4) [略]

(5) 「税率」の欄は、課税免除の場合、県税条例第32条に規定する税率を記載し、不均一課税の場合、特例条例第 5 条第 1 号に規定する税率を記載してください。

(6) [略]

備考

1 この申請書には「製造事業、情報通信技術利用事業、ソフトウェア業又は旅館業の用に供した新設し、又は増設した設備等の明細書」を添付して、法人事業税の申告書（確定申告書（期限後申告を含む）又は確定申告に係る修正申告書）に添付してください。

2・3 [略]

付表 製造事業、情報通信技術利用事業、ソフトウェア業又は旅館業の用に供した新設し、又は増設した設備等に関する明細書

[略]				
租税特別措置法第45条第1項の規定により、法人税の確定申告等において、特別償却の償却範囲額の計算に関する明細書の提出の有無				
有 ・ 無				
新設設備の取又得は価増額とした	製造事業、情報通信技術利用事業、ソフトウェア業又は旅館業の用に供した一の工業生産設備等を構成する固定資産（法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）			[略]
事業務者所の又各は月事末業の所人の員従	[略]			
新設し、又備は明増係細	新規採用したもの	指定工業等導入地区内の既設の事務所又は事業所から配置換えしたもの	指定工業等導入地区以外の既設の事務所又は事業所から配置換えしたもの	計
	人	人	人	人
[略]				

様式第2号（その1）（第4条関係）

[略]

[略]

1 この申請書には「対象事業の用に供した新設し、又は増設した設備等に関する明細書」を添付して、法人事業税の申告書（確定申告書（期限後申告を含む。）又は確定申告に係る修正申告書）に添付してください。

2・3 [略]

4 対象事業とは、製造事業、情報通信技術利用事業、ソフトウェア業、旅館業（下宿営業を除く。）、情報サービス業又は離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号）第1条各号に掲げる事業をいいます。

付表 対象事業の用に供した新設し、又は増設した設備等に関する明細書

[略]		
租税特別措置法第45条第1項又は第2項の規定により、法人税の確定申告等において、特別償却の償却範囲額の計算に関する明細書の提出の有無		
有 ・ 無		
新設設備の取又得は価増額とした	対象事業の用に供した一の工業生産設備等を構成する固定資産（法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）	[略]
事人員所又は事業所の従業者の各月末の	[略]	
	[略]	
[略]		

※ 対象事業とは、製造事業、情報通信技術利用事業、ソフトウェア業、旅館業（下宿営業を除く。）、情報サービス業又は離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号）第1条各号に掲げる事業をいいます。

様式第2号（その1）（第4条関係）

[略]

[略]

新設 設 し 備 、 又 の は 取 得 増 設 備 し 額	[略]	新 設 し 、 又 は 増 設 し た 設 備 の 取 得 価 額	[略]								
指定工業等導入地区において、道路貨物運送業、倉庫業、 こん包業及び卸売業で課税免除を申請する場合又は、新産業 都市区域において、不均一課税の申請をする場合には、次の 事項を記載してください。											
新設 し た 業 者 又 備 は に 明 増 係 細	新規採 用した もの	上記の区域内に ある既設の事務 所又は事業所か ら配置換えした もの	上記の区域外に ある既設の事務 所又は事業所か ら配置換えした もの								
	人	人	人								
記載上の注意 1～4 [略] 5 「家屋」の欄には、工場等用の家屋を具体的に、工場、倉 庫等ごとに記載してください。なお、工場等用の家屋とは、 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省 令第15号）」別表1に掲げる工場等用建物をいいますが、工 場等の構内にある守衛所、詰所自転車置場等も含まれます。 6 [略] [略]		記載上の注意 1～4 [略] 5 「家屋」の欄には、工場等用の家屋を具体的に、工場、倉 庫等ごとに記載してください。なお、工場等用の家屋とは、 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省 令第15号）」別表第1に掲げる工場（作業場を含む。）用又 は倉庫用のものをいいますが、工場等の構内にある守衛所、 詰所、自転車置場等も含まれます。 6 [略] [略]									
様式第5号（その1）（第7条関係）		様式第5号（その1）（第7条関係）									
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">あなたの下記の県税は、県税の課税免除等の特例に関する 条例第2条（第6条）の規定によって課税免除（不均一課税 ）します。</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> </table>		[略]	[略]	あなたの下記の県税は、県税の課税免除等の特例に関する 条例第2条（第6条）の規定によって課税免除（不均一課税 ）します。	[略]	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">あなたの下記の県税は、県税の課税免除等の特例に関する 条例第2条（第5条）の規定によって課税免除（不均一課税 ）します。</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> </table>		[略]	[略]	あなたの下記の県税は、県税の課税免除等の特例に関する 条例第2条（第5条）の規定によって課税免除（不均一課税 ）します。	[略]
[略]											
[略]											
あなたの下記の県税は、県税の課税免除等の特例に関する 条例第2条（第6条）の規定によって課税免除（不均一課税 ）します。											
[略]											
[略]											
[略]											
あなたの下記の県税は、県税の課税免除等の特例に関する 条例第2条（第5条）の規定によって課税免除（不均一課税 ）します。											
[略]											
様式第5号（その2）（第7条関係）		様式第5号（その2）（第7条関係）									
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">あなたの下記の法人事業税は、県税の課税免除等の特例に関する 条例第2条（第6条）の規定によって課税免除（不均一課税） します。</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> </table>		[略]	[略]	あなたの下記の法人事業税は、県税の課税免除等の特例に関する 条例第2条（第6条）の規定によって課税免除（不均一課税） します。	[略]	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">あなたの下記の法人事業税は、県税の課税免除等の特例に関する 条例第2条（第5条）の規定によって課税免除（不均一課税） します。</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> </table>		[略]	[略]	あなたの下記の法人事業税は、県税の課税免除等の特例に関する 条例第2条（第5条）の規定によって課税免除（不均一課税） します。	[略]
[略]											
[略]											
あなたの下記の法人事業税は、県税の課税免除等の特例に関する 条例第2条（第6条）の規定によって課税免除（不均一課税） します。											
[略]											
[略]											
[略]											
あなたの下記の法人事業税は、県税の課税免除等の特例に関する 条例第2条（第5条）の規定によって課税免除（不均一課税） します。											
[略]											
様式第6号（第7条関係）		様式第6号（第7条関係）									
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">あなたの下記の県税は、県税の課税免除等の特例に関する 条例第2条（第6条）の規定に該当しないので、課税免除（ 不均一課税）できません。</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> </table>		[略]	[略]	あなたの下記の県税は、県税の課税免除等の特例に関する 条例第2条（第6条）の規定に該当しないので、課税免除（ 不均一課税）できません。	[略]	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">あなたの下記の県税は、県税の課税免除等の特例に関する 条例第2条（第5条）の規定に該当しないので、課税免除（ 不均一課税）できません。</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> </table>		[略]	[略]	あなたの下記の県税は、県税の課税免除等の特例に関する 条例第2条（第5条）の規定に該当しないので、課税免除（ 不均一課税）できません。	[略]
[略]											
[略]											
あなたの下記の県税は、県税の課税免除等の特例に関する 条例第2条（第6条）の規定に該当しないので、課税免除（ 不均一課税）できません。											
[略]											
[略]											
[略]											
あなたの下記の県税は、県税の課税免除等の特例に関する 条例第2条（第5条）の規定に該当しないので、課税免除（ 不均一課税）できません。											
[略]											

附 則
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則の規定は、平成25年4月1

日から適用する。

（用紙に関する経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。